

池上学院高等学校 いじめ防止基本方針

1. 基本的な考え方

本校は、生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長できるよう、いじめを絶対に許さないという毅然とした態度で臨みます。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを深く認識し、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な対処に組織的に取り組みます。通信制課程の特性を踏まえ、生徒一人ひとりの状況に合わせた支援を重視し、すべての生徒がいじめの心配なく学べる環境づくりに努めます。

2. いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

通信制課程である本校においては、以下の状況もいじめとして認識します。

- (1) オンライン上での交流(SNS、オンライン授業のチャット機能など)における誹謗中傷、仲間外れ、なりすまし行為
- (2) スクーリング時における特定の生徒への無視、からかい、嫌がらせ
- (3) 個人情報やプライベートな内容の無断公開・拡散
- (4) 対面交流が少ない特性を悪用した、心理的圧迫を与える行為

3. いじめ防止のための組織

本校は、いじめ防止対策組織としていじめ問題対策委員会を設置します。

【いじめ問題対策委員会】

- (1) 構成員: 校長、副校長、教頭、生徒支援部長、年次主任、担任、スクールカウンセラー、必要に応じて外部専門家
- (2) 役割:
 - ① いじめ防止基本方針の策定及び見直し
 - ② いじめに関する情報共有と状況把握
 - ③ いじめ事案発生時の初期対応、調査、事実確認、指導内容の検討

- ④ いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒への継続的な支援策の検討
- ⑤ 教職員への研修の企画・実施
- ⑥ 関係機関(警察、児童相談所、医療機関など)との連携
- ⑦ 年間計画の作成と評価

4. いじめの未然防止

(1) 教育活動を通じた道徳教育・人権教育の推進

- ① いじめは決して許されない行為であること、いじめは被害者の心を深く傷つけ、人格を否定する行為であることを繰り返し指導します。
- ② 多様性を尊重し、互いの違いを認め合う心を育む教育を推進します。
- ③ 情報モラル教育を充実させ、インターネット上でのいじめ防止に関する知識とリテラシーを養います。
- ④ オンライン上での適切なコミュニケーションの取り方、安易な情報公開の危険性などを具体的に指導します。
- ⑤ スクーリング時やオンライン学習におけるグループワークなどを通じて、他者との円滑な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を育みます。

(2) 生徒が安心して過ごせる環境づくり

- ① 生徒一人ひとりの把握: 通信制課程の特性上、生徒との個別面談や定期的な連絡を通じて、生徒の状況や変化を早期に把握するよう努めます。
- ② 相談しやすい雰囲気づくり: 生徒が気軽に相談できる体制(担任、スクールカウンセラー、専門窓口など)を明確にし、周知徹底します。生徒が匿名で相談できる手段も検討します。
- ③ 教職員の資質向上: いじめに関する専門知識や対応能力向上のための研修を定期的実施し、いじめの兆候を見逃さない感性を養います。

5. いじめの早期発見

(1) 生徒からの情報収集

- ① 定期的なアンケート調査: いじめに関する生徒対象のアンケートを定期的実施し、いじめの早期発見に努めます。通信制課程の特性に合わせ、オンラインでの実施も活用します。
- ② 相談窓口の周知: 校内の相談窓口(担任、スクールカウンセラー、いじめ相談ポスト、オンライン相談フォームなど)を生徒及び保護者に明確に周知し、気軽に相談できる体制を整えます。
- ③ 生徒との日常的な対話: スクーリング時やオンライン面談など、生徒と教職員が交流する機会を積極的に設け、生徒の言動や様子からいじめの兆候を察知するよう努めます。

(2) 保護者との連携

- ① いじめに関する情報提供や相談を受け付ける窓口を明確にし、保護者からの連絡に対して迅速かつ適切に対応します。
- ② 家庭と学校との連携を密にし、いじめの兆候や懸念事項を共有します。

(3) 教職員間の情報共有

生徒の状況に関する情報を教職員間で密に共有し、いじめの兆候の早期発見に努めます。いじめ問題対策委員会を中心に、定期的な情報交換の場を設けます。

6. いじめへの対処

(1) いじめの事実確認と初期対応

- ① いじめの疑いがある情報に接した場合は、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、組織として対応します。
- ② いじめられた生徒の安全を最優先し、いじめが継続的に行われることのないよう、迅速かつ必要な措置を講じます。
- ③ いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、徹底して守り抜くという姿勢で対応します。

(2) いじめの調査と指導

- ① いじめの事実が確認された場合、いじめ問題対策委員会が中心となり、公平かつ客観的な調査を行います。関係者からの聞き取り、証拠収集などを徹底し、いじめの背景や状況を正確に把握します。
- ② いじめを行った生徒に対しては、いじめの内容や経緯、いじめを受けた生徒の心情等を考慮し、個別指導、保護者への連絡、関係機関との連携など、再発防止に向けた適切な指導を行います。必要に応じて、懲戒を含む毅然とした対応をとる場合があります。
- ③ いじめに関わった生徒(観衆者など)に対しても、いじめを許さない姿勢を明確に伝え、適切な指導を行います。

(3) いじめを受けた生徒への支援

- ① いじめを受けた生徒の心のケアを最優先し、スクールカウンセラーや外部専門機関と連携し、継続的なカウンセリングや精神的なサポートを提供します。
- ② 安心して学校生活を送れるよう、学習面や生活面でのきめ細やかなサポートを行います。
- ③ いじめが原因で登校困難になった場合など、必要に応じて個別指導や通信による指導の充実を図ります。

(4) 保護者への説明と協力

- ① いじめの事実が確認された場合、保護者に対して迅速かつ丁寧に説明を行い、学校の対応について理解と協力を求めます。
- ② プライバシーに配慮しつつ、いじめの状況や対処方針について共有し、連携して解決に取り組みます。

7. 重大事態への対処

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの重態事態の調査に関するガイドライン」に基づき、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ② 必要に応じて、地方公共団体の教育委員会と連携し、第三者機関の活用も視野に入れて対応します。
- ③ 警察との連携が必要と判断される場合は、速やかに連携を図ります。

8. 方針の評価と見直し

- ① いじめ防止基本方針は、毎年見直しを行い、いじめの実態や社会情勢の変化に応じて、より実効性の高いものとなるよう改善に努めます。
- ② いじめ問題対策委員会は、いじめ防止の取り組み状況を定期的に評価し、その結果をいじめ防止基本方針の見直しに反映させます。

附則

※平成 29 年 4 月改定

※令和 6 年 10 月改定

この方針は、令和 6 年 10 月から施行する。